

議案第38号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年11月18日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園への人事庶務システム導入に伴い一部規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「週休日の指定簿（第1号様式）」を「世田谷区人事庶務システム（電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。）」に改め、同条ただし書中「これ」を「システム」に改め、「場合は、」の次に「週休日の指定簿（第1号様式）又は」を加える。

第5条第5項中「週休日の振替命令簿（第2号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、週休日の振替命令簿（第2号様式）により行うことができる。

第7条第1項中「超過勤務等命令簿（第3号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、超過勤務等命令簿（第3号様式）により、あらかじめ勤務することを命ずることができる。

第10条第2項中「休日の振替処理・代休日指定簿（第6号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、休日の振替処理・代休日指定簿（第6号様式）により行うことができる。

第11条第2項中「休日の振替処理・代休日指定簿」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、休日の振替処理・代休日指定簿により行うことができる。

第30条第3項中「介護休暇承認申請書兼処理簿（第9号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿（第9号様式）により行うことができる。

第30条第5項中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿により行うことができる。

第30条第15項中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿により行うことができる。

第30条第17項中「申請事由変更届（第10号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、申請事由変更届（第10号様式）により届け出ることができる。

第30条の2第5項中「介護時間承認申請書（第11号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護時間承認申請書（第11号様式）により行うことができる。

第30条の2第7項中「申請事由変更届」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、申請事由変更届により届け出ることができる。

第32条第1項を次のように改める。

第12条及び第16条から第29条の3までに規定する休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に生じた事由に係る休暇等について適用し、施行日前に生じた事由に係る休暇等については、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (週休日)</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (週休日)</p>
<p>第4条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第5条第2項の規定により週休日（教育委員会が別に指定する週休日を除く。）を割り振ろうとするときは、<u>世田谷区人事庶務システム（電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。）</u>により行うものとする。ただし、<u>システム</u>により難しい場合は、<u>週休日の指定簿（第1号様式）又は</u>教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</p>	<p>第4条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第5条第2項の規定により週休日（教育委員会が別に指定する週休日を除く。）を割り振ろうとするときは、<u>週休日の指定簿（第1号様式）</u>により行うものとする。ただし、<u>これ</u>により難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</p>
<p>(週休日の振替等)</p>	<p>(週休日の振替等)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 教育委員会は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をするときは、<u>システム</u>により行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、週休日の振替命令簿（第2号様式）により行うことができる。</u></p>	<p>5 教育委員会は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をするときは、<u>週休日の振替命令簿（第2号様式）</u>により行うものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(超過勤務)</p>	<p>(超過勤務)</p>
<p>第7条 教育委員会は、職員に条例第10条第1項に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）を命ずるときは、<u>システム</u>により、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しな</p>	<p>第7条 教育委員会は、職員に条例第10条第1項に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）を命ずるときは、<u>超過勤務等命令簿（第3号様式）</u>により、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。<u>ただし、システムにより難しい場合は、超過勤務等命令簿（第3号様式）により、あらかじめ勤務することを命ずることができる。</u></p>	<p>勤務の状況を確認しなければならない。</p>
<p>2～3 （略）</p>	<p>2～3 （略）</p>
<p>3 （略） （休日）</p>	<p>3 （略） （休日）</p>
<p>第10条 （略）</p>	<p>第10条 （略）</p>
<p>2 前項の規定による振替は、<u>システム</u>により行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、休日の振替処理・代休日指定簿（第6号様式）により行うことができる。</u> （代休日の指定）</p>	<p>2 前項の規定による振替は、<u>休日の振替処理・代休日指定簿（第6号様式）</u>により行うものとする。 （代休日の指定）</p>
<p>第11条 （略）</p>	<p>第11条 （略）</p>
<p>2 前項の規定による代休日の指定は、<u>システム</u>により行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、休日の振替処理・代休日指定簿により行うことができる。</u> （介護休暇）</p>	<p>2 前項の規定による代休日の指定は、<u>休日の振替処理・代休日指定簿</u>により行うものとする。 （介護休暇）</p>
<p>第30条 （略）</p>	<p>第30条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、<u>システム</u>により行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿（第9号様式）により行うことができる。</u></p>	<p>3 前項の規定による申請は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、<u>介護休暇承認申請書兼処理簿（第9号様式）</u>により行うものとする。</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改め</p>	<p>5 職員は、第3項の規定による申請に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申請（短縮の指定の申請に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申請することができる。この場合においては、改め</p>

改正後	改正前
<p>て指定期間として指定することを希望する期間の末日に係る申請をシステムにより行わなければならない。<u>ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿により行うことができる。</u></p>	<p>て指定期間として指定することを希望する期間の末日に係る申請を介護休暇承認申請書兼処理簿により行わなければならない。</p>
<p>6～14 (略)</p>	<p>6～14 (略)</p>
<p>15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までにシステムにより行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿により行うことができる。</u></p>	<p>15 介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに<u>介護休暇承認申請書兼処理簿</u>により行うものとする。</p>
<p>16 (略)</p>	<p>16 (略)</p>
<p>17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。<u>ただし、システムにより難しい場合は、申請事由変更届（第10号様式）により届け出ることができる。</u></p>	<p>17 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、<u>申請事由変更届（第10号様式）</u>により教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(介護時間)</p>	<p>(介護時間)</p>
<p>第30条の2 (略)</p>	<p>第30条の2 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までにシステムにより行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、介護時間承認申請書（第11号様式）により行うことができる。</u></p>	<p>5 介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに<u>介護時間承認申請書（第11号様式）</u>により行うものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。<u>ただし、システムにより難しい場合は、申請事由変更届により届け出ることができる。</u></p>	<p>7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、<u>申請事由変更届</u>により教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(休暇等の申請)</p>	<p>(休暇等の申請)</p>
<p>第32条 第12条及び第16条から第29条の3までに規定する休暇の申請は、システムにより行うものとする。<u>ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式による。</u></p>	<p>第32条 第12条及び第16条から第29条の3までに規定する休暇を申請するための様式は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和3年12月1日から施行する。</u>	